

## 藤枝市境界確定事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市が所有し、又は管理する道路等に係る境界確定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 藤枝市道路管理規則（昭和55年藤枝市規則第8号）第2条第1号に規定する道路、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川、藤枝市普通河川条例（昭和45年藤枝市条例第28号）第2条第1項に規定する普通河川及び河川附属物並びに藤枝市法定外道路管理条例（平成15年藤枝市条例第3号）第2条第1項に規定する法定外道路及び法定外道路の附属物をいう。
- (2) 境界確定 道路等とそれに隣接する土地との境界が確定していないときに、境界立会いを行いその境界を確定することをいう。
- (3) 境界立会い 境界確定の申請に基づいて、市、申請者、申請者が所有する土地の隣接地土地所有者、対側地土地所有者及び利害関係人のほか当該境界確定に必要があると市長が認める者が申請された土地の現地において協議することをいう。

### (申請の手続)

第3条 道路等に隣接する土地の所有者は、境界確定を希望するときは、境界確定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 案内図
- (3) 仮測量図
- (4) 実測平面図
- (5) 公図写
- (6) 境界の部分を示した横断面図
- (7) 申請地及び必要に応じ周辺土地の土地登記事項全部証明書
- (8) 隣接地所有者等一覧表（第2号様式）又はこれに準ずる書式
- (9) 印鑑登録証明書（申請日の前3か月以内に交付を受けたもの）
- (10) 委任した権限の範囲を明確にした委任状（第3号様式）又はこれに準ずる

る書式

(11) 戸籍全部事項証明(当該土地登記事項証明書から土地所有者が不明な場合に限る。)

(12) その他市長が必要と認める資料

(境界立会の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申請を受理し、速やかに境界立会を実施するものとする。

2 前項の場合において、市長は、申請地に隣接する土地所有者、対側地の土地所有者、利害関係人及びその他市長が必要があると認める者(以下「隣接土地所有者等」という。)の立会が必要と認めるときは、申請人に対して隣接土地所有者等が境界立会に参加するよう依頼をするものとする。

(境界立会の方法)

第5条 境界立会いは、第3条の規定により境界確定の申請をした者(以下「申請者」という。)が当該申請地に自らが主張する境界を明示する仮杭等を設置するものとする。

2 市長は、土地区画整理確定測量図、境界確定測量図、公図の写し、地積測量図、その他参考とすべき資料及び当該申請地に係る関係者の意見等に基づき境界を確定するものとする。

(境界確定図書の提出)

第6条 申請者は、境界確定が得られたときは、次に掲げる全ての図書(以下「境界確定図書」という。)を市長に提出するものとする。

(1) 土地所有者及び隣接土地所有者等の同意書

(2) 境界確定図

(3) 境界の部分を示した横断面図

(4) その他市長が必要と認める書類

(境界確定通知書の交付)

第7条 市長は、前条の境界確定図書が提出されたときは、内容を審査し、申請者に境界確定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(境界標の設置等)

第8条 申請者は、境界確定をしたときは、申請地に境界標(民法(明治29年法律第89号)第223条の規定による境界標をいう。)を設置するものとする。

(申請書の返戻)

第9条 市長は、次に掲げる事由により境界確定ができない場合は、境界確認通知書(第5号様式)を添付して、境界確定申請書を返戻することができる。

- (1) 申請者と隣接土地所有者等との協議が得られないと認めるとき。
- (2) 境界立会が終了した日から180日以内に境界確定図書が提出されないとき。

(申請の取下)

第10条 申請者は、申請を取り下げようとするときは、取下理由を記した書面を提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和2年12月28日藤枝市告示第311号)

- 1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に提出されている境界確定の申請については、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

境 界 確 定 申 請 書

年 月 日

藤 枝 市 長

宛

住 所  
申 請 者 氏 名 実 印  
( 電 話 番 号 )  
住 所  
代 理 人 氏 名 印  
( 電 話 番 号 )

私は、下記土地と公有財産との境界を確定したいので、必要図書を添えて申請します。

記

- 1 土地の所在（私有地）  
藤 枝 市 大字 字 番地
- 2 土地の所在（公有財産）  
同 上 番地先 道路敷  
水路敷  
その他
- 3 境界を確定する公共物の種類  
(1)市道 (2)準用河川 (3)認定外道路 (4)普通河川（水路）(5)  
ため池 (6)堤塘敷等
- 4 申請理由
- 5 申請地の借地人・借家人等の有無（有 無）
- 6 添付図書 位置図、案内図、仮測量図、実測平面図、公図写、境界の部分を示した横断面図、土地登記事項全部証明書、隣接地所有者等一覧表（第2号様式）、印鑑証明書、その他（ ）

## 隣接地所有者等一覧表

	所在地	公簿 地目	公簿 地積	所有者等の住所 (電話番号)	同左の 氏名	備 考
隣 接 地						
対 側 地						
利 害 関 係 人						

- (注) 1 所在地には隣接地等の所在する公図上の地番を記入すること。  
 2 利害関係人とは、申請地の借地人、借家人等であり、備考欄にその  
 区別等を記入すること。

委 任 状

私は、 市 番 号 \_\_\_\_\_  
を代理人と定め下記の行為を委任する。

記

- 1 土地の所在（藤 枝 市 \_\_\_\_\_）
- 2 上記土地と公有財産（ \_\_\_\_\_ 敷）に係る境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。
  - (1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
  - (2) 現地協議に立会して協議に応じ、これに同意し又は同意を与えないこと。
  - (3) 境界確定の通知の受領に至るまでの事務

年 月 日

住 所

氏 名

実印

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

藤 枝 市 長

## 境 界 確 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった下記土地と公有財産との境界については、別添図書に朱線で示したとおり確定したので通知します。

### 記

1 土地の所在（私有地）

2 土地の所在（公有財産）

地先 （道路敷、水路敷）

3 別添図書

公図写 境界確定図

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

藤 枝 市 長

## 境 界 確 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった下記土地と公有財産との境界について、藤枝市境界確定事務取扱要綱第 9 条の規定により別添境界確定申請書に朱線で示したとおり確認したので通知します。

なお、境界を確定する際は、本通知と境界確定図書を提出し、境界確定通知書の交付を受けなければなりません。

### 記

1 土地の所在（私有地）

2 土地の所在（公有財産）

地先 （道路敷、水路敷）

3 別添図書

境界確定申請書